



平成 22 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 西 松 建 設 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 近 藤 晴 貞  
( コード番号 1820 東証第一部 )

## 完全子会社の会社分割及び完全子会社との吸収合併（簡易合併・略式合併）に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 3 月 26 日開催の取締役会において、当社の完全子会社である松栄不動産株式会社（以下「松栄不動産」）を吸収分割会社、同じく当社の完全子会社である西松地所株式会社（以下「西松地所」）を吸収分割承継会社とする会社分割（吸収分割）を行うこと、また、当該吸収分割と同期日をもって、本会社分割が行われた後に当社を吸収合併存続会社、松栄不動産を吸収合併消滅会社とする合併（吸収合併）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本合併は完全子会社を対象とする簡易吸収合併であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

### 1. 会社分割および合併の目的

当社は新中期経営計画「Nishimatsu Re Birth Plan 2009」に基づき、経営の効率化を図るため、グループ会社の統廃合を検討しております。このうち、不動産分譲、賃貸及び保険代理店事業を事業分野とする松栄不動産に関しては、不動産賃貸及び保険代理店事業を中心とする西松地所へ事業分野を継承して、事業運営の効率化を図ります。また、西松ビル及び西松ビル別館を保有する松栄不動産を当社が吸収合併することで、資産を一元的に保有・管理します。

### 2. 会社分割及び合併の要旨

#### (1) 基本スキーム

- ①西松ビル及び西松ビル別館に係る資産及び負債を除くすべての事業を対象として、松栄不動産を吸収分割会社、西松地所を吸収分割承継会社とする吸収分割を行います。
- ②上記①の吸収分割を行った後、同日付をもって、当社を吸収合併存続会社、松栄不動産を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行います。
- ③上記②の効力発生は、①の効力発生を停止条件とします。

#### (2) 会社分割及び合併の日程

- ・吸収分割契約及び合併契約承認の取締役会（当社、松栄不動産、西松地所）平成 22 年 3 月 26 日
- ・吸収分割契約及び合併契約の締結（当社、松栄不動産、西松地所）平成 22 年 3 月 29 日（予定）
- ・吸収分割契約承認の株主総会（松栄不動産、西松地所）平成 22 年 4 月 22 日（予定）
- ・会社分割及び合併の期日（効力発生日）平成 22 年 6 月 1 日（予定）

なお、当社は、会社法第 796 条第 3 項に規定する簡易合併の規定により、合併契約に関する株主総会の承認を行いません。また、松栄不動産は、会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併の規定により、合併契約に関する株主総会の承認を行いません。また、吸収分割契約承認の株主総会は、会社法第 319 条第 1 項によるみなし総会により行います。

#### (3) 会社分割の概要

##### ①会社分割の方式

松栄不動産を吸収分割会社、西松地所を吸収分割承継会社とする分割型吸収分割であります。

##### ②会社分割により減少する資本金等

会社分割により吸収分割会社の資本金を 390,000 千円減少いたします。

##### ③会社分割に際して発行する株式等

吸収分割会社及び吸収分割承継会社はともに当社の完全子会社であり共通支配下関係にあるため、本会社分割に際して、吸収分割承継会社の吸収分割会社に対する対価の交付を一切行いません。本会社分割は、分割型分割として、本会社分割に際して吸収分割承継会社の株式を交付したとしても、剰余金の配当を経て完全親会社がこれを保有することとなり、分割後の株主構成及び資本関係に変更は生じないため、対価の交付を省略するものであります。

④会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

吸収分割会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

⑤吸収分割承継会社が承継する権利義務

吸収分割承継会社は、西松ビル及び西松ビル別館に係る資産及び負債を除くすべての事業に関する資産、負債、雇用契約その他の権利義務の全部を、吸収分割会社より承継します。

⑥債務の履行の見込

吸収分割会社及び吸収分割承継会社において、本件会社分割後に資産が負債を上回ることが見込まれること、また、吸収分割会社及び吸収分割承継会社双方において本会社分割後に負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態が現在のところ予想されていないことから、本会社分割後においても、吸収分割会社及び吸収分割承継会社双方の負担すべき債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

(4) 合併の概要

①合併の方式

当社を吸収合併存続会社とする吸収合併方式で、松栄不動産は解散します。

②合併に際して発行する株式等

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であるため、吸収合併に際して、対価の交付は行いません。

③合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

吸収合併消滅会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

3. 会社分割及び合併の当事会社の概要（平成 21 年 3 月 31 日現在）

① 商号	西松建設株式会社 (吸収合併存続会社)	松栄不動産株式会社 (吸収分割会社) (吸収合併消滅会社)	西松地所株式会社 (吸収分割承継会社)
② 本店所在地	東京都港区虎ノ門一丁目 20 番 10 号	東京都港区虎ノ門五丁目 12 番 12 号	東京都港区虎ノ門五丁目 12 番 12 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 近藤 晴貞	代表取締役社長 三木 雅夫	代表取締役社長 三木 雅夫
④ 事業内容	建設事業 不動産事業等	不動産事業 保険事業	不動産事業 保険事業
⑤ 資本金	23,513 百万円	400 百万円	10 百万円
⑥ 設立年月日	昭和 12 年 9 月 20 日	昭和 36 年 2 月 25 日	平成 22 年 3 月 8 日
⑦ 発行済株式数	277,957,513 株	800,000 株	200 株
⑧ 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日	3 月 31 日
⑨ 大株主及び持株比率	(※注 1)	当社 100%	当社 100%
⑩ 純資産	154,024 百万円 (連結)	7,933 百万円 (単体)	—
⑪ 総資産	589,982 百万円 (連結)	17,959 百万円 (単体)	—
⑫ 1 株当たり純資産	553.52 円	9,916.54 円	—
⑬ 売上高	424,047 百万円 (連結)	6,302 百万円 (単体)	—
⑭ 営業利益	8,234 百万円	1,297 百万円	—
⑮ 経常利益	7,939 百万円	1,217 百万円	—
⑯ 当期純利益	2,569 百万円	686 百万円	—
⑰ 1 株当たり当期純利益	9.26 円	858.10 円	—

※西松地所は平成 22 年 3 月 8 日現在（設立時点）

※⑦、⑨については、平成 21 年 9 月 30 日現在の数値を使用しております。

注1	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	5.25%
	資産管理サービス信託銀行(株) (証券投資信託口)	3.74%
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口4)	3.32%
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	3.08%
	CBNYDFA インターナショナル キャップ ハリューポートフォリオ	2.82%

#### 4. 会社分割及び合併後の状況

##### (1) 当社 (吸収合併存続会社)

合併により、商号、事業内容、本店所在地、代表者の役職・氏名、資本金、決算期に変更はありません。

##### (2) 西松地所 (吸収分割承継会社)

会社分割及び合併により、商号、事業内容、本店所在地、代表者の役職・氏名、資本金、決算期に変更はありません。

#### 5. 会計処理の概要

企業結合に係る会計基準上の共通支配下の取引に該当します。

#### 6. 今後の見通し

本件、分割及び合併における連結業績及び個別業績に与える影響はありません。

以上

#### 【問合せ先】

西松建設株式会社

広報部・総務部 03-3502-0232